

第2期障害福祉計画の策定にあたって

静岡県厚生部障害者支援局
障害者プラン推進室 上原

1. 第1期計画の策定プロセス

- 6月
 - ・H17.10のサービス利用実績の調査(市町)
 - ・平成17年度の地域移行実績、就労移行実績の調査(施設)
- 7月
 - ・6月の調査結果と国の指針を受け、計画策定にあたっての県方針を市町に提示
 - ・市町ごとに目標値設定、必要サービス量見込作業を実施
- 8月
 - ・市町で作成した計画案について、圏域単位で市町との意見交換会やヒアリングを実施(~9月)
- 9月
 - ・市町計画数値中間報告
 - ・事業者に対する移行計画調査の実施

-
- 11月 ・市町、圏域ごとに計画数値と事業者の移行計画の集計値との調整作業を実施
 - 12月 ・市町計画数値の第2回取りまとめ ⇒ パブリックコメント
 - 1月 ・退院可能精神障害者に係る部分について、県調査結果に基づき市町計画数値を修正
・市町計画数値の第3回取りまとめ
 - 2月 ・市町計画数値の第4回取りまとめ ⇒ 県計画数値の確定

2. 計画策定のポイント

- サービス量を見込む際は次の3点に留意
 - ・支援費制度導入以降のサービス量の伸び
 - ・養護学校卒業生のサービス利用
 - ・退院可能精神障害者のサービス利用

※なお、国ワークシートの活用は市町の任意
- 市町計画との整合性を図るため、県計画は市町計画の積み上げとした。
- 地域による特殊事情(社会資源が少ない等)を考慮し、圏域単位の計画とし、数値調整等については全て圏域別に行った。

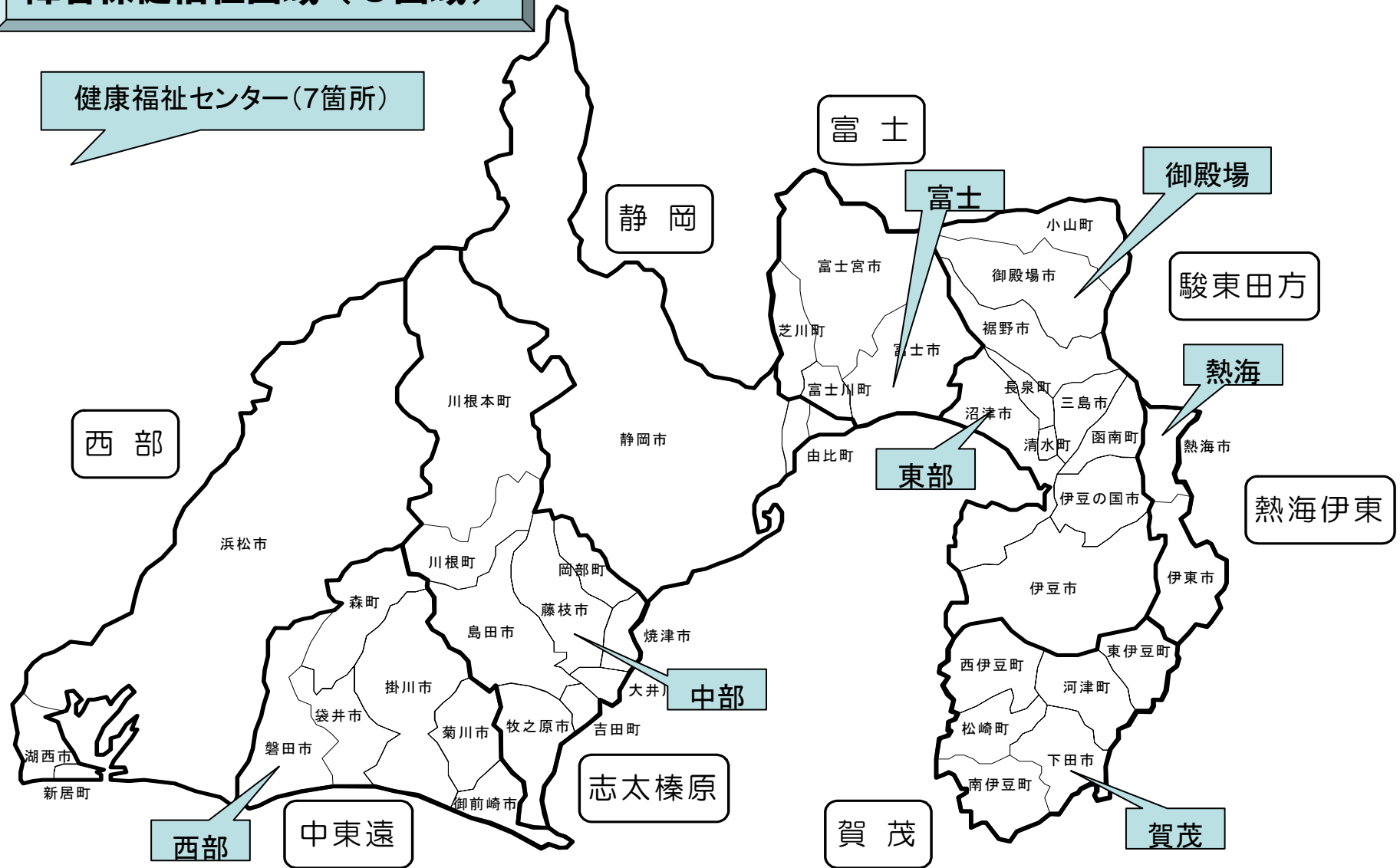
- 圏域での調整は、県の出先機関である各健康福祉センターが取りまとめた。

- 圏域の計画については、最終的に、関係市町のほか教育機関や労働関係機関、当事者団体等から組織される「障害保健福祉圏域連絡調整会議」で承認を得た。

※ 本県では県の自立支援協議会の役割を、この圏域連絡調整会議が担っている。なお、県全体の事案については、障害者施策推進協議会で意見を伺っている。

障害保健福祉圏域（8圏域）

健康福祉センター(7箇所)

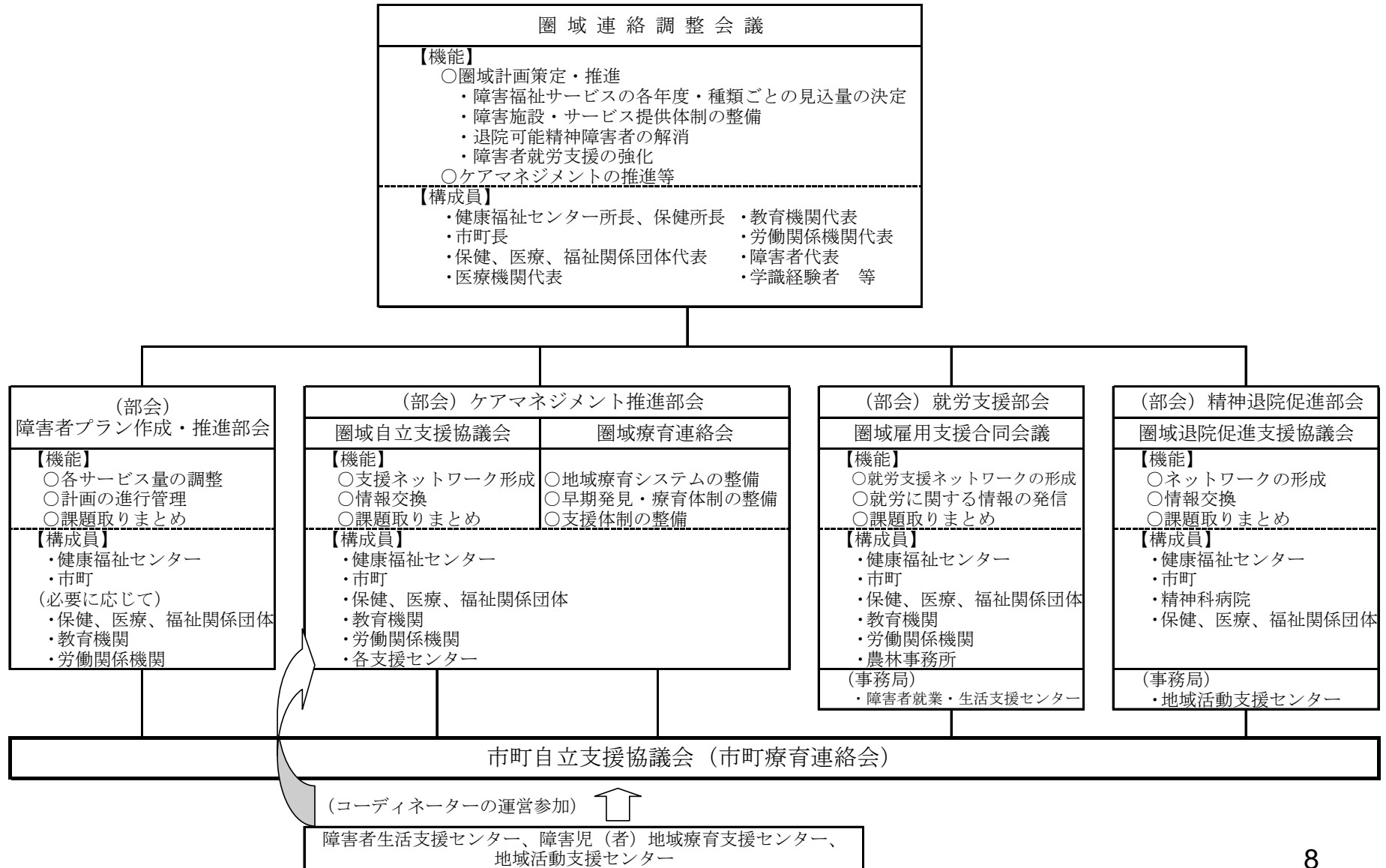


圏域別障害者数

(単位:人)						
圏域	計	身体	知的	精神		
				計	入院	通院
賀茂	4,935	3,600	485	850	379	471
熱海伊東	5,858	4,239	618	1,001	157	844
駿東田方	29,259	20,381	3,448	5,430	871	4,559
富士	17,363	11,978	2,250	3,135	574	2,561
静岡	32,983	23,008	4,010	5,965	817	5,148
志太榛原	20,669	14,686	2,446	3,537	535	3,002
中東遠	20,641	14,028	2,401	4,212	795	3,417
西部	40,213	26,664	4,366	9,183	1,509	7,674
県計	171,921	118,584	20,024	33,313	5,637	27,676

※身体・知的は手帳所持者、精神は入院患者数及び自立支援医療(精神通院)受給者証所持者

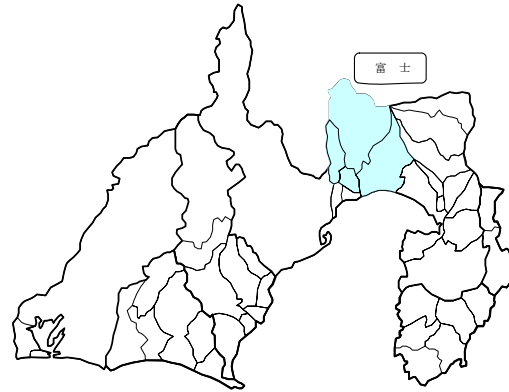
障害保健福祉圏域連絡調整会議イメージ



圏域別計画（参考）

[富士圏域]

富士宮市、富士市
芝川町、富士川町



1 圏域の現状と課題

- 当圏域は、富士山の麓に位置する2市2町からなり、圏域人口は、ほぼ横ばいの38万5千人です。一方、身体、知的、精神の障害のある人の数は1万7千人を超え年々増加しており、人口千人あたり45.1人となっています。
- 身体障害のある人については、平成13年度に1万人を超え、人口千人あたり31.1人で、人口に占める割合が増加傾向を示しています。また、障害程度別の構成割合は、重度（身体障害者手帳1・2級）の身体障害のある人の占める割合が50%を超え、中度（身体障害者手帳3・4級）と重度の身体障害のある人が増加し、重度化が進んでいます。
- 知的障害のある人については、人口千人あたり5.8人で、やはり増加傾向を示しています。
- 精神障害のある人については、自立支援医療費制度の利用者数が平成18年度は2,561人、人口千人あたり6.7人で、年々増加していますが、精神病院へ通院している人のうち、一部の人の利用にとどまっています。
- 精神疾患に対する誤解や偏見が依然として根強く残っており、精神障害のある人の施設整備を遅らせています。
- 障害のある人が求める福祉サービスの内容も個別化、多様化、複雑化しているため、障害のある人が抱える課題を的確に捉えたケアマネジメント*により、障害者に最も適したサービスを提供することが必要です。
- 圏域内の社会資源、人的資源を有効に活用するため、障害種別を超えた関係機関、施設等との連携を強化し、圏域全体で障害のある人の個別ニーズに応えることができる体制を構築する必要があります。
- 地域に根ざし、自立に向けた生活を支援するため、在宅福祉サービスの充実、社会参加の促進、就労・生活における相談支援体制の強化等を図る必要があります。

2 圏域内の障害のある人の状況

○身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数（平成18年3月31日現在）（単位：人・%）

区 分	重 度		中 度		軽 度		計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視 覚 障 害	338	227	66	54	86	65	836
聴 覚 障 害	32	274	114	135	3	280	838
音 声 ・ 言 語	16	14	81	22			133
肢 体 不 自 由	1,777	1,566	1,125	1,588	792	394	7,242
内 部 障 害	1,772	24	556	577			2,929
計	3,935	2,105	1,942	2,376	881	739	11,978
構 成 比	32.9	17.6	16.2	19.8	7.3	6.2	100.0

○知的障害のある人の状況

知的障害者療育手帳所持者数（平成18年3月31日現在）（単位：人・%）

区 分	A（重度）	B（中軽度）	計
18歳未満		237	339
18歳以上	750		924
計	987		1,263
構 成 比	43.9		56.1

○精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成18年3月31日現在）（単位：人・%）

区 分	1級	2級	3級	計
所 持 者 数	76	525	268	869
構 成 比	8.8	60.4	30.8	100.0

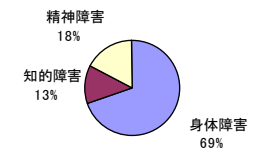
※精神障害者入院患者数574人（平成18年6月30日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者2,561人（平成18年6月30日現在）

○障害のある人の数（全体）

障害のある人の数

区 分	障 害 者 数
身 体 障 害	11,978
知 的 障 害	2,250
精 神 障 害	3,135



3 圏域の平成23年度の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現入所者数 (A)	432 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の全施設入所者数
平成 23 年度入所者数 (B)	383 人	平成 23 年度末時点の全施設入所者数を見込む
【目標値】 入所者数減少見込 (A-B)	49 人 (11.3%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	44 人 (10.2%)	H23 年度末までに施設から地域移行する者の数 (累計)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現在数	179 人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	143 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

項目	数値	備考
現在の年間 一般就労移行者数	17 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 H23 年度の年間 一般就労移行者数	39 人 (2.3 倍)	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

4 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

サービス種別	18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	5,277 時間分	5,715 時間分	6,160 時間分	7,868 時間分

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
生活介護	1,782 人日分	4,334 人日分	7,392 人日分	12,628 人日分
自立訓練 (機能訓練)	74 人日分	96 人日分	206 人日分	470 人日分
自立訓練 (生活訓練)	374 人日分	1,012 人日分	1,342 人日分	1,936 人日分
就労移行支援	726 人日分	2,618 人日分	2,838 人日分	3,256 人日分
就労継続支援 (A 型)	44 人日分	242 人日分	352 人日分	1,034 人日分
就労継続支援 (B 型)	2,662 人日分	6,204 人日分	7,414 人日分	8,492 人日分
療養介護	4 人分	4 人分	4 人分	49 人分
児童デイサービス	660 人日分	681 人日分	758 人日分	806 人日分
短期入所	549 人日分	624 人日分	685 人日分	797 人日分

(3) 居住系サービス

サービス種別	18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
共同生活援助 共同生活介護	49 人分	59 人分	85 人分	159 人分
施設入所支援	30 人分	88 人分	215 人分	383 人分

(4) その他のサービス

サービス種別	18 年度	19 年度	20 年度	23 年度
相談支援	25 人分	53 人分	83 人分	107 人分

5 圏域の取組

(1) 地域生活支援体制の充実

- ・障害のある人の特性に応じたホームヘルパー*の確保やショートステイ*、児童デイサービス*、重度障害者等包括支援*などの在宅サービスの充実に努めます。

(2) 就労支援体制の充実

- ・障害のある人の就労や地域生活を支援するための障害者就業・生活支援センターの活用を進め、障害種別を越えての相互利用を進めます。
- ・障害のある人が身近なところで働くことができるよう、就労移行支援*事業、就労継続支援*事業の促進を図り、職業訓練や就労の場を提供します。
- ・また、関係機関と連携し、職場定着支援や再就職支援等の就労支援体制の確立を図ります。

(3) 社会参加の促進

- ・「障害者週間*」を中心とした各種イベント等を通じて、障害のある人に対する地域住民の理解促進に努め、ノーマライゼーション理念の普及を図ります。

(4) 地域における居住の場の確保

- ・グループホーム*等の整備を図るとともに、遊休の建物や施設、公営住宅等を活用した障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の充実について、関係機関との連携を図りながら進めていきます。

(5) 相談・支援窓口の拠点づくり

- ・障害者生活支援センター*等を拠点に、社会資源の有効活用とネットワーク化を推進します。
- ・保健、医療、福祉、教育等の各分野の連携システムを構築し、総合相談機能の充実を図ります。
- ・相談窓口の充実や地域の専門的な知識のある関係機関との連携に努め、障害のある人が地域で自立できるように相談支援体制の整備を進めます。

3. その他策定にあたって

■ 苦慮した点

- ・ 国の指針だけでは計画策定のプロセスがイメージしづらく、計画作りをどのような手順、考え方で進めたらよいかを「県の基本的考え方」として具体的にまとめることに苦労した。
- ・ 地域移行や一般就労移行について、市町は現場を知っているがゆえに、高い目標値を設定することに難色を示し、共通の理解を得ることに苦労した。

■ その他

- ・ 事業者の新体系サービスへの移行希望については小規模作業所や生活寮等の法定外施設も含めて広く把握した。
- ・ 事業者の移行希望を保障するサービス見込量とするため、当初数値の大幅な引き上げ(特に生活介護、就労継続B型))

4. 計画の進捗状況

■ 「福祉施設入所者の地域生活への移行」

○H23目標値 429人(H17 入所者数3,964人)

○H18実績 66人 ・H19実績 106人 ・累計 172人(40.1%)

- ・ 平成19年度中に、県内の主要法人(施設)が新体系への移行を始めたため、それに伴い施設を退所し自宅に戻る方、グループホーム・ケアホームを利用する方が増加した。
- ・ 今後、残りの旧法施設の新体系移行が進むことにより、地域生活移行者数は増加すると想定される。

○福祉施設入所者の地域生活への移行に係る問題点

- ・ グループホーム等の運営に対する懸念

現在グループホーム等を運営している法人から、現状の報酬では運営が非常に苦しいという声が出ており、他の法人が新たにグループホームの運営に乗り出すのを躊躇している状況である。

- ・ 市町での対応

出身市町に戻ってきたいと希望しても、事業者がいない等の理由によりその市町単独では対応できないケースがある。

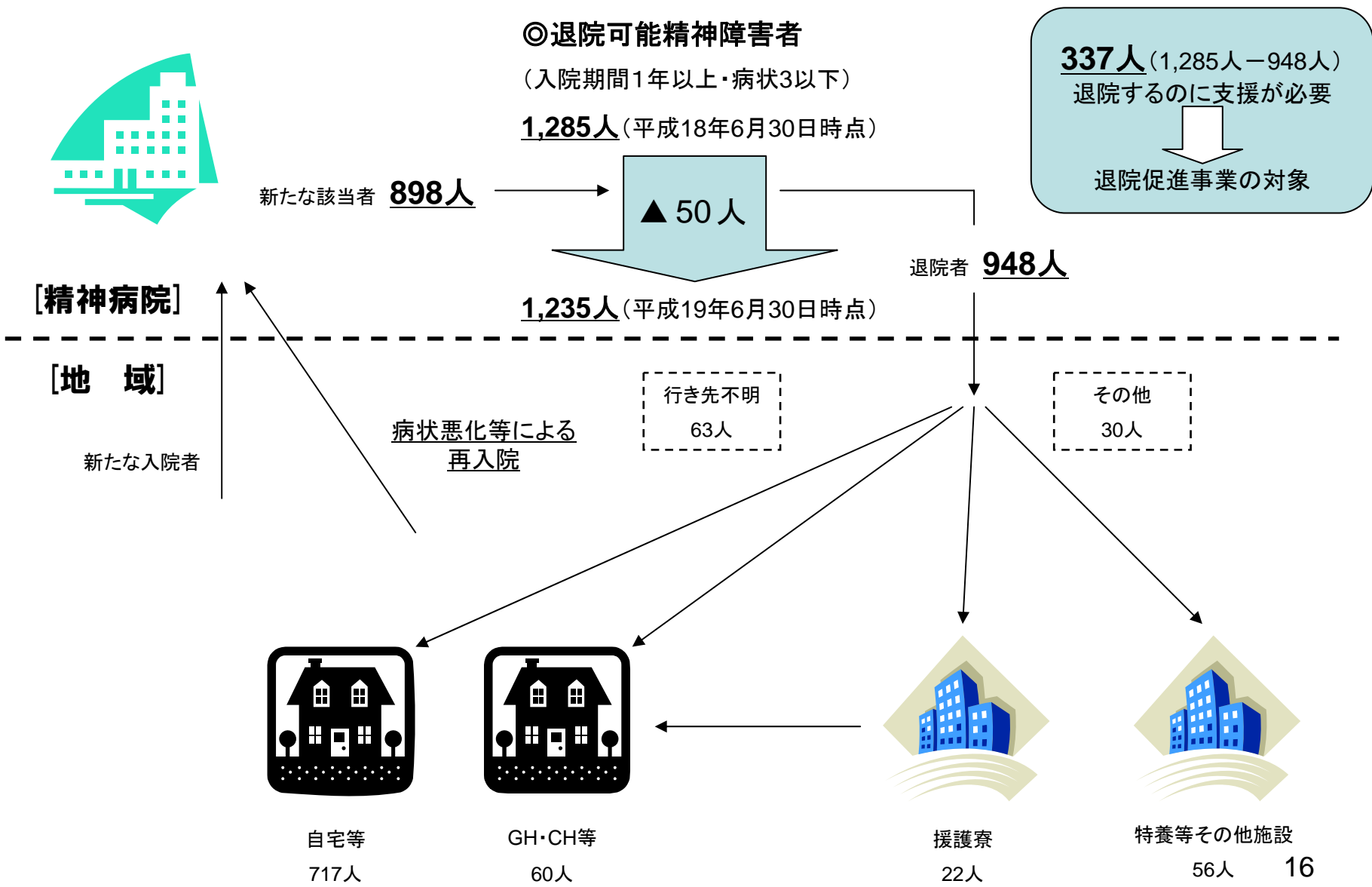
■ 「入院中の退院可能精神障害者の減少」

○H23目標値 1,059人(H18.6.30 該当者数1,285人)

○H18実績 ▲50人（～H19.6.30 退院可能精神障害者の退院者948人
新たな該当者898人）

- ・ 毎年6月30日時点で、県内精神病院に調査をしており、18年6月30日から19年6月30日で実質50人の減となっている。
- ・ 退院者948人の行き先は次頁のとおり。
- ・ 退院してくる方については、市町では、退院の際に病院のワーカーから相談があった場合くらいしか、状況について把握できていないのが現状である。

【 退院可能精神障害者の地域移行 】



○精神障害者の地域での支援に係る問題点

- サービス必要量の見込みが困難

自宅等に戻っている方達について、サービスが必要な方がどれくらいいるのか把握できていないため、サービス必要量を見込むことができない状況である。

- サービス提供体制の不足

上記により、計画的にサービス提供基盤の整備を進めることができず、結果、地域に戻ってもサービスを利用することが難しいといった状況になっている。

■ 「福祉施設から一般就労への移行」

○H23目標値 264人

○H18実績 119人 ・H19実績 113人

- ・ H17実績の107人からほとんど増加していないが、今後、就労移行支援事業所が増加するのに伴い、一般就労移行者は増加していくものと想定される。

○一般就労移行推進における課題点

- ・ 市町による積極的な関わりが難しい
一般就労については、事業者のがんばり次第というのが現状であり、市町の福祉サイドで何か支援をするといった体制になっていない。

■ 「サービス見込量」

- ・ 訪問系サービスについては、H18からは増加しているが、H17.10時点(2,013人・42,840時間)に届いていない状況
- ・ 日中活動系サービスについては、旧法施設の新体系への移行があまり進んでいないこともあり、計画値に比べ低い実績となっている。
- ・ 居住系サービスについて、グループホーム・ケアホームについては、計画値に近い実績となっている。施設入所支援については、日中活動系と同様である。
- ・ 相談支援(サービス利用計画作成費利用者)については、H19になってやっと利用され始めた(H18実績 0人分)といった状況である。

○訪問系サービス			18年度実績	19年度実績	19年度計画	23年度計画
居宅介護ほか	利用者	(人)	1,651	1,792	2,652	3,810
	利用量	(時間分)	38,908	41,282	55,339	83,181

○日中活動系サービス			18年度実績	19年度実績	19年度計画	23年度計画
生活介護ほか	利用者	(人)	996	3,289	4,546	11,814
	利用量	(人日分)	14,352	53,466	98,690	257,242

※生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

○居住系サービス			18年度実績	19年度実績	19年度計画	23年度計画
共同生活援助 共同生活介護	利用量	(人分)	634	695	738	1,354
施設入所支援	利用量	(人分)	59	321	1,186	3,727

○その他のサービス			18年度実績	19年度実績	19年度計画	23年度計画
相談支援	利用量	(人分)	0	28	407	917

5. 県としての取組み

■ 障害者地域移行促進事業費助成(H20新規)

○地域住民出前講座

地域住民の理解を促進するため、市町・設置法人と協働した出前講座の実施
7圏域 × 3回

○理解促進人材育成研修

地域住民の理解を促進するため、市町・設置法人と協働した出前講座の実施
7圏域 × 3回

○地域生活移行訓練試行事業

新規にグループホーム・ケアホームを立ち上げる事業所が、利用者への適応訓練や地域住民との交流支援に対応する訓練指導員を配置する費用に対する助成
補助額: 1法人 2,300千円以内
補助率: 県1/2 市町1/2

6. 第2期計画策定における重点項目

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

- 旧体系から新体系に移行するにあたり、施設(法人)として、現在入所している方達の今後の処遇を考える必要がある。
- この機会(～H23)を逃すと、以降、入所者の地域生活移行を検討する機会が少なくなる。
- このため、現在入所している方のうち、地域での生活が可能な方、地域での生活を希望している方については、原則、地域生活に移行する、という想定のもと目標値を定めることとする。

7. 数値目標見直しの進め方

1. 地域生活移行者の特定

現在の施設入所者のうち、地域生活移行の対象となる方の特定

- 障害程度区分が3以下
- 地域での生活を希望

※ ただし、地域生活に馴染まない方や、本人が地域生活を望んでいない場合は、施設側と協議のうえ、施設で今後も支援する(入所を継続)ということになれば、地域生活移行の対象からは外れる。

2. 居住の場、日中活動の場の検討

対象となった方一人一人について、どこに戻るのか(居住の場)、何をするのか(日中活動の場もしくは一般就労先)を検討する。

3. 2に伴う基盤整備必要量の精査

2により、出身市町に戻ってくる方のためのグループホーム・ケアホーム及び日中活動サービスの必要量が明らかになるので、今後不足すると見込まれるサービス提供量から基盤整備必要量を精査し、関係機関と協議・調整のうえ基盤整備計画を作成する。

※ 2. 3については、市町自立支援協議会等の関係機関が集まる場において検討することを想定。

4. 圏域での調整

3での検討により、各市町単位では調整不可能な分について、圏域連絡調整会議等の広域での協議の場に持ち込み、圏域単位で調整する。